

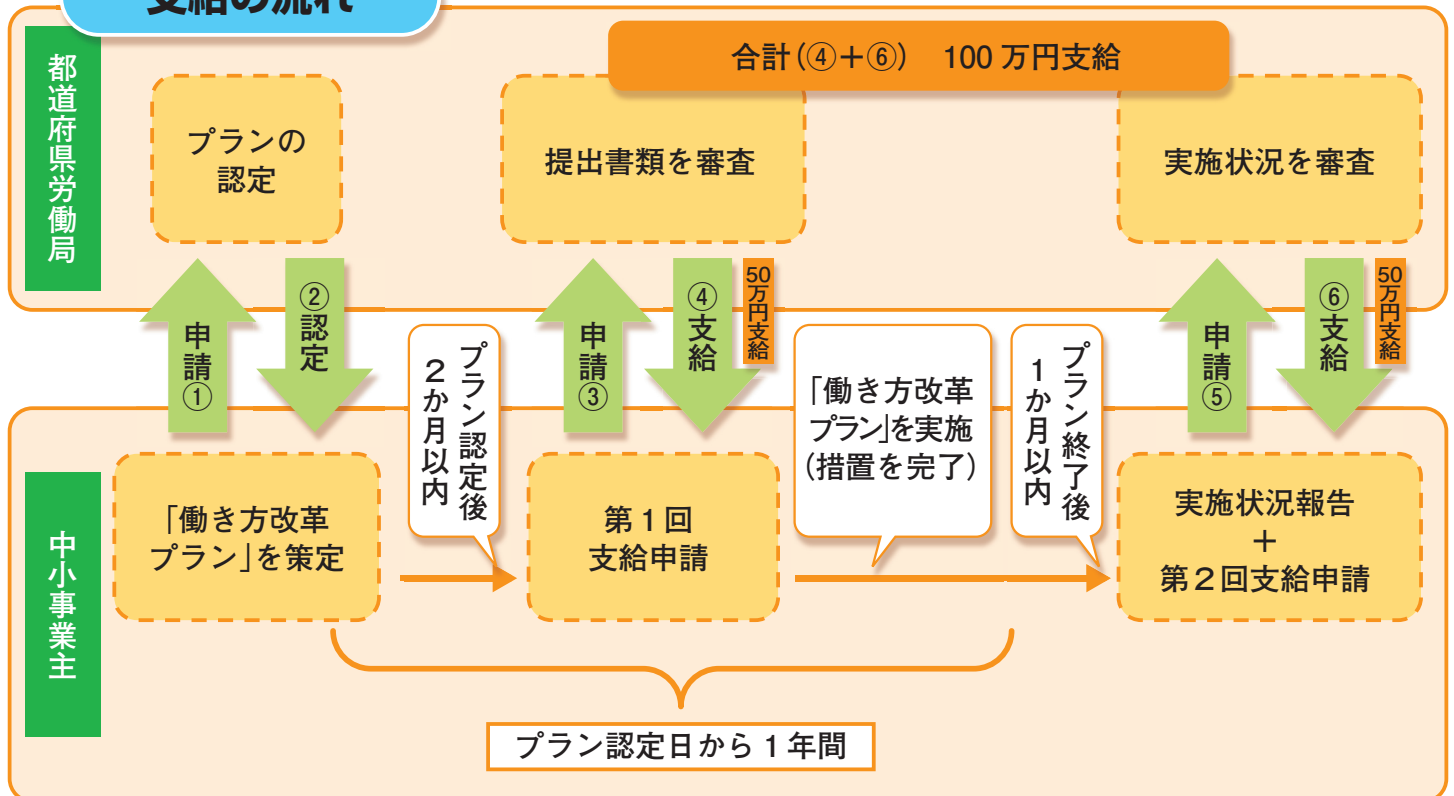
支給額

	支給時期	支給額
第1回	都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、特別条項付き時間外労働協定や就業規則等の整備を行った場合	50万円
第2回	都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、時間外労働削減等の措置及び省力化投資等の措置又は雇入措置を完了した場合	50万円
合計	—	100万円

支給を受けるに 当たっての注意点

本助成金は、「働き方改革プラン」に盛り込まれた措置を完了した事業主に対して支給するものです。第1回の支給を受けた事業主が、「働き方改革プラン」を完了しなかった場合には、**第1回支給額を全額返還していただくことになります。**

支給の流れ



注) 本助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものですので、支給要件を満たしていても支給できない場合があります。

お問い合わせ先

中小企業労働時間適正化促進助成金の詳細については、お近くの都道府県労働局労働基準部監督課へお問い合わせ下さい。